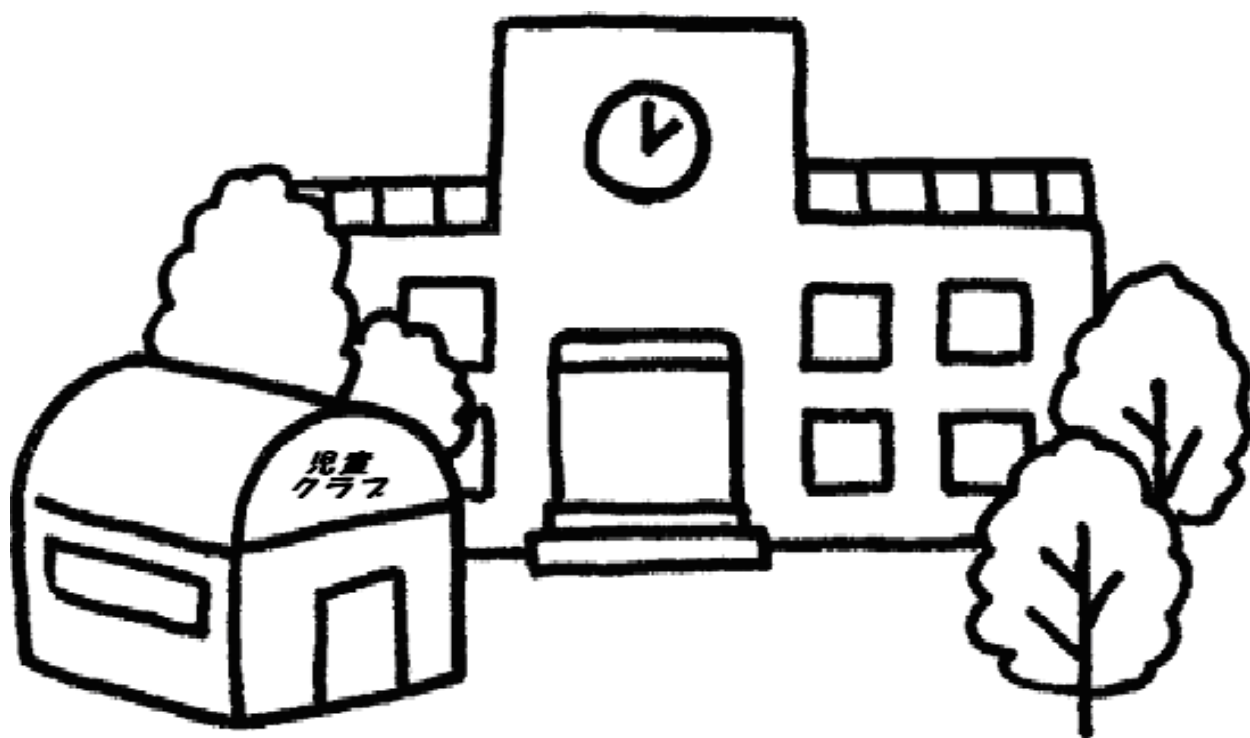


児童クラブのしおり

＊ ＊熊谷市立児童クラブ入室のご案内＊ ＊



☆令和2年4月入室者用☆

熊谷市 保育課 学童保育係

Tel 048-524-1131

児童クラブとは

児童福祉法第6条の3第2項に基づく事業で、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に、小学校の教室や児童館等を利用して家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るものです。この事業により、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。

児童クラブの開室について

1 開室期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

2 開室時間

(1) 学校の授業日は、放課後から19時まで（通常の授業日は、12時30分に開室いたします。学校行事等により下校時間が早まる場合は、適宜対応いたします。）

(2) 学校の授業日以外の日は、7時30分から19時まで

3 休室日

(1) 日曜日

(2) 国民の休日

(3) 年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(4) その他、市長が特に認めたとき

4 土曜日について

同一小学校内に複数の児童クラブを設置している場合は、一施設にて合同保育を行います。また、利用者がいない場合は、閉室となります。

5 その他

(1) 台風、大雪等の影響により小学校が休校となる場合は、可能な限り7時30分から児童クラブを開室します。（ほいくメールでお知らせします。ただし、状況により児童クラブを開室できない場合もあります。）なお、小学校が数時間遅れでの登校となる場合は、児童クラブは通常どおりの開室となります。

(2) その他、緊急事態により児童クラブを開室できない場合があります。



児童クラブへの入室について

1 入室対象となる児童

条件		
①	小学校1年生から6年生であること。	
②	昼間、保護者が、就労、疾病、出産、障害、介護・看護、就学、被災、求職中等で保育ができないこと。	
③	保護者が就労している場合 小学校 1～3年生 の場合	通常の授業日において 15時以降、保護者が不在の日が、月曜から土曜の間に週3日(月12日)以上 あること。 ※1 ※2
	小学校 4～6年生 の場合	通常の授業日において、 16時以降、保護者が不在の日が、月曜から土曜の間に週3日(月12日)以上 あること。 ※2
	保護者が就労以外の場合	申立書及び添付書類において、保育が困難であることが確認できること。

※1 新1年生は、入学当初（4～5月頃）は半日授業等が多いため、授業終了後に保育ができない方（15時前に勤務が終了する方）も対象となります。

※2 長期休業期間中（夏休み等）は、7時30分～19時の間に週3日（月12日）以上、保育ができない方が対象となります。

2 申込みについて

(1) 申込み方法

第1希望の児童クラブへ、児童の保護者が、直接、申込書類を提出してください。 申込みの際、児童クラブ職員が、状況の聞き取りを行います。

(2) 申込み期限

締切日は毎年異なります。詳細は保育課、各児童クラブにお問い合わせください。

入室希望日	締切日
4月入室を希望する場合	前年の12月上旬ごろ
年度途中の入室を希望する場合	入室を希望する日の2週間前まで
長期休業期間中の入室を希望する場合	夏季休業期間については、6月中旬ごろ 冬季休業期間については、11月中旬ごろ 学年末休業・春季休業期間については、2月中旬ごろ



(3) 申込みに必要となる書類

	必要書類	備考
①	児童クラブ入室申込書	
②	児童調査票	
③	入室申請時チェックシート	
④	入室を希望する児童に疾病や障害等がある場合は、 診断書や手帳の写し	診断書等により保育の必要性を審査し、 優先順位が高くなる場合があります。
⑤	保護者及び 18 歳以上 65 歳未満の方の 保育ができないことを証明する書類 ※1	入室を希望する日現在の状況を証明する 書類を、提出してください。

※1 保護者の方は、必ず⑤の提出が必要です。また、以下の「ア」～「エ」に該当する18歳以上65歳未満の方も、原則として⑤を提出してください。（保護者以外の方は、⑤の提出が無い場合でも申請を受け付けますが、優先順位が低くなります。）

ア 同居の方（世帯分離している場合も、提出をお願いいたします。）

イ 同一敷地内の別棟に住んでいる方

ウ 隣接地に住んでいる方

エ 自宅以外を下校場所として指定校変更を行っている場合に、下校場所に住んでいる方

(4) 保育ができないことを証明する書類

保育ができない事情	必要となる書類	注意事項
就労している 場合	①勤務証明書 ②不定期勤務の場合 はシフト表等	<ul style="list-style-type: none"> 熊谷市児童クラブ様式の勤務証明書を提出してください（原則として、保育所など他の様式は不可です）。 勤務証明書の有効期限は、発効日から3か月以内です。 不定期勤務の場合、必ず直近2か月分以上のシフト表等の提出が必要です。 （不定期勤務の場合は、必ず直近2か月分以上のシフト表を提出してください。提出が無い場合、書類不足のため入室できない場合があります。また、シフトが記号などで表記されている場合は、第三者が見ても分かるように勤務時間を記入ください。）
疾病等がある 場合	①申立書 ②診断書	<ul style="list-style-type: none"> 診断書の有効期限は、発効日から1年以内です。 保護者の診断書は、「<u>保育ができない程度</u>」の記載が必要となります。 保護者以外の祖父、祖母などの診断書については、保育ができない程度の記載は不要です。 入院の場合は、診断書の代わりに入院証明書または医療情報提供書等の写し（入院先・入院期間の記載があるもの）のご提出も可能です。 病院の領収書、薬の処方内容がわかる書類等は、不可です。

障害がある場合 ・要介護認定を受けている場合	①申立書 ②各種手帳の写し、 又は要介護度のわかるものの写し等	
介護・看護をしている場合	①申立書 ②被介護者（被看護者）の手帳の写し、 要介護度のわかるもの、又は診断書	・診断書の有効期限は、発効日から1年以内です。
出産の場合	①申立書 ②母子手帳の「父母の氏名のページ」と「出産予定日のページ」の写し	・産休期間中（産前6週・産後8週程度）は、入室可能です。 ・育休期間中は、原則として児童クラブの利用はできません。ただし、母の容態がすぐれない等の事情がある場合は、ご利用が可能です。
学生・職業訓練等の場合	①申立書 ②在学がわかるもの（学生証等）の写し ③受講時間帯のわかるもの（時間割表等）の写し	・職業訓練に通う方は、職業訓練の決定通知、時間割（計画表やカリキュラム表等）を、ご提出ください。 【新年度申込みの場合】 ・新年度から大学・専門学校等に進学される方は、12月の申込み時は申立書のみ提出ください。学生証と時間割表は、ご用意ができ次第、ご提出ください。 ・新年度も継続して在学中の方については、申込み年度の学生証（在学証明書）の写し及び時間割表の写しをご提出ください。 ・大学や専門学校等の最終学年で、新年度から就労予定・求職中の場合は、就労予定・求職中の申立書をご提出ください。
就労予定	①申立書	・後日、必ず勤務証明書を提出してください。
求職中の場合	①申立書	
上記以外の理由の場合	①申立書 ②保育ができないことがわかる証明書類等	・離婚調停中等で相手方の保育ができない証明書の提出できない場合は、申立書にその旨を記入のうえ、原則として離婚調停中等の状況がわかる書類の写しを添付してください。

(5) 入室の決定について

① 入室審査について

児童クラブの入室は、提出いただいた書類等をもとに入室審査を行い、決定します。

定員以上のお申込みがあった場合は、次ページの項目を指数化し、優先順位の高い児童から入室を決定します（申込み順ではありません）。

また、小学校区内に複数の児童クラブがある場合は、1人でも多くの児童をお預かりできるように、各児童クラブで入室者数の調整を行い、入室いただく児童クラブを決定いたします。

審査の結果、定員等により児童クラブに入室できない場合や、第1希望の児童クラブに入室できない場合がありますので、ご了承ください。

② 入室期間の制限について

保護者の保育ができない事情に応じて、入室期間を制限する場合があります。

保育ができない事情	入室期間
求職活動の場合	2か月間
職業訓練等の場合	職業訓練終了まで
就労予定で勤務証明書が未提出の場合	2か月間
小学校1年生の児童で、保護者の帰宅時間が15時前の場合	4月1日から5月末まで

③ 結果について

郵送にて結果をお知らせいたします。

入室の通知が届いた場合は、入室決定した児童クラブにご連絡をお願いいたします。

【入室審査における優先度】

優先度	学年	児童の障害の有無	保育ができない状況	その他
①高い ↑ ↓ ⑥低い	①1年生	①特別支援学級の児童	①保育ができない日数・ 時間が多い世帯	①ひとり親世帯
	②2年生	②障害手帳を有している 児童・セルフサポート教 室に通っている児童	②保育ができない日数・ 時間が少ない世帯	②生活保護・中国在留邦 人等の支援給付受給世 帯
	③3年生			
	④4年生	③その他の児童	③求職中の世帯	③その他の世帯
	⑤5年生			
	⑥6年生			

【入室審査の項目】

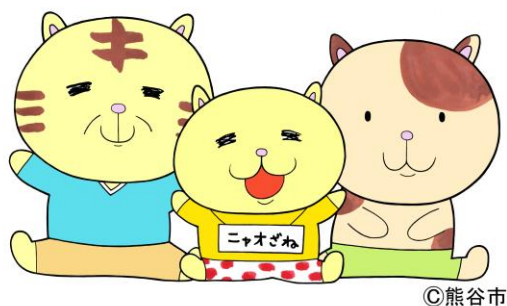
- 1 児童の学年

- 2 児童の障害の有無
 - (1) 特別支援学級に所属している場合
 - (2) 各種手帳を有している場合
 - (3) セルフサポート教室に通っている場合
 - (4) 上記に類する状態であることがわかる診断書等がある場合

- 3 保護者（父母等）の保育ができない状況
 - (1) 就労等の場合は、勤務日数、保育ができない時間、勤務時間等
 - (2) 就労以外の場合は、保育ができない理由、状況等

- 4 以下の項目に該当する場合、指数の加点、減点を行います。
 - (1) 加点を行う場合
 - ア ひとり親家庭
 - イ 生活保護世帯、中国在留邦人等の支援給付受給世帯
 - (2) 減点を行う場合
 - ア 保護者（父母等）が居宅内勤務の場合
 - イ 同居等の親族等が保育可能な場合
 - ウ 児童クラブ保育料が滞納になっている場合
 - エ 締切日が定められている際に、締切日以降に申請があった場合

※ 審査内容は、変更する場合があります。



(6) 入室申込みに関してよくある質問等

① 保護者が育休中の場合について

育休中は児童クラブを御利用できません。

年度途中の申込みの際は、職場復帰の1～2か月前に、お申し込みください。

新年度募集の際は、4～5月中に育休から職場復帰される方が申込み可能です。ただし、児童クラブを利用できるのは、職場復帰後となります。(4月1日から児童クラブにおいて籍を確保いたします。5月以降に育休から復帰される場合、4月中は入室いただきますようお願いいたします。入室説明会等の際に、児童クラブ職員にお申し出ください。)

② 下のお子様の保育所(園)申込みと同時に、児童クラブを申し込む場合

預かり定員を超えているため児童クラブの入室が困難な場合は、その旨をご連絡させていただきます。

入室が可能な場合は、下のお子様の保育所(園)入所と同時に児童クラブの入室決定を行いますので、下のお子様の審査結果を児童クラブにご連絡くださいますようお願いいたします。

③ 転居予定の場合について

転居後の小学校において申込みが可能です。直接、ご希望の児童クラブにお申し込みください。なお、児童クラブ入室申込書の住所は転居後の住所をご記入いただき、余白に現在の住所(結果の郵送先住所)、転居予定日をご記入ください。(転居後の住所が未定の場合は、現在の住所をご記入ください。引っ越し先の決定後、児童クラブに異動届を提出してください。)

④ 今後の状況が変わる場合について

転職予定、求職予定、転居予定、婚姻予定などで、状況が変わる場合、入室を希望する日の状況で、お申し込みください。

⑤ 小学校区に複数の児童クラブがある場合の各児童クラブの違いについて

公立の児童クラブは、すべて運営方法(開室時間や料金等)は同じです。児童クラブの場所や施設の状況、実施する行事等の違いがございますので、必要に応じて見学等を行っていただき、お申込みいただくクラブをお決めください。

⑥ 入室を希望する児童クラブについて

同じ小学校区に複数の児童クラブがある場合、児童クラブ入室申込書の「入室を希望する児童クラブ」は、可能な限りすべての児童クラブを記入いただくことをお勧めいたします。特定のクラブのみを希望した場合、記入した児童クラブが定員に達してしまうと、保留(待機)となりますので、ご注意ください。

児童クラブの諸費用について

1 児童クラブ保育料

(1) 児童1人につき 月額 5,000 円 です。

ただし、同一世帯から2人以上の児童が入室するときは、2人目以降は半額となります。

(2) 納期限

月の末日（12月のみ25日前後）となります。なお、末日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌平日となります。

(3) お支払い方法

児童クラブ保育料の納入については、全員の方に「口座振替」をお願いしています。入室が決定しましたら、「口座振替依頼書」を記入のうえ、取扱金融機関の窓口に提出してください。

※ 口座振替依頼書は、各児童クラブ、保育課または市内の銀行の窓口に設置しております。

※ 取扱金融機関は、口座振替依頼書の表紙に記載されています。

※ 口座未登録の方には、「現金納付通知書」を送付いたしますので、各児童クラブ、保育課または各行政センター（市民）福祉係にて、現金で御納入ください。

※ 児童クラブ保育料を理由もなく滞納しますと、退室していただく場合もあります。

(4) 減免制度

児童クラブ保育料の減免制度があります。詳細は保育課または児童クラブにご相談ください。

① 減免対象となる方と提出いただく書類

減免対象となる方	申請書類として、以下①②の書類が必要です。		減免額
	書類①	書類②	
生活保護法の生活扶助受給世帯	児童クラブ 保育料減免 申請書	以下のどちらか一方（世帯員全員分） ●受給を証明する書類を添付する。 ●児童クラブ保育料減免申請書の同意欄に、署名（自署）・押印する。	全額免除
中国在留邦人等の支援給付受給世帯			
市町村民税が非課税の世帯		以下のどちらか一方（生計を一にしている16歳以上の同居家族全員分） ●発行日から3か月以内の市民税県民税所得・(非)課税証明書または納税通知書を添付する。 ●児童クラブ保育料減免申請書の同意欄に、署名（自署）・押印する。	2分の1 減額
市町村民税が均等割のみの課税世帯			

※ なお、熊谷市以外で証明書が発行される場合は、必ず証明書の添付が必要です。

② 減免申請について

児童クラブ保育料減免申請書の配布場所、申請書類の提出場所は、次のとおりです。

- ・各児童クラブ、保育課または各行政センター（市民）福祉係

③ 減免の注意事項

- ・減免は、毎月10日が締切日となり、締切日が属する月から適用されます。なお、月の途中から入室された方については、例外として入室月の納期限日が締切日となります。
- ・児童クラブ保育料減免決定通知書にて、結果をお知らせします。
- ・継続で入室している場合でも、年度ごとに申請いただく必要があります。

④ 寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

法律上の婚姻歴のない非婚のひとり親家庭は、税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されませんが、児童クラブ保育料の減免制度について、婚姻歴の有無により格差が生じないように、婚姻歴のないひとり親世帯に寡婦（寡夫）控除のみなし適用を行っております（生計を一にしている同居の祖父母等が該当する場合も含みます）。

寡婦（寡夫）控除のみなし適用により、市町村民税の「非課税世帯」または「均等割のみの課税世帯」と同様の取扱いとなる場合があります。

適用には申請が必要となりますので、詳細は保育課にお問い合わせください。

(5) 休室について

児童クラブを欠席する期間が1か月の全て（月の1日から月末まで）にわたる場合は、その月の児童クラブ保育料が免除になります。当月の10日までに、異動届及び減免申請書を、児童クラブまたは保育課に提出してください。

※休室ができるのは、原則として2か月までとなります。

※夏季休業期間中の休室については、毎年6月頃、在室者にお知らせいたします。

2 保育料以外の諸経費

- (1) 傷害保険代が年額800円かかります。
- (2) おやつ代が月額1,200円かかります。
- (3) 保護者会がある児童クラブについては、保護者会費（300円等）がかかる場合があります。各児童クラブにご確認ください。



児童クラブの生活について

1 児童クラブでの一日

時刻	平日	土曜日	学校休業日 夏季休業日等
7:30		登室	登室
12:00		読書・学習 遊び・片付け(掃除)	読書・学習 遊び・片付け(掃除)
		昼食 休息	昼食 休息
15:00	登室・学習 遊び おやつ	学習・読書 遊び・片付け(掃除)	学習・読書 おやつ
19:00	退室	退室	遊び・片付け(掃除) 退室

※ 遊び、おやつ等のスケジュールは、各児童クラブによって異なります。

※ 登室、退室の時間は、保護者の勤務時間に合わせてください。

2 登室から退室までの流れ

- (1) 下校後は、まっすぐ児童クラブに来ましょう。
- (2) 履物を下駄箱に入れてから「ただいま」と入室のあいさつをします。
- (3) ランドセル、学校の用具等を自分のロッカーに入れます。
- (4) 先生に「れんらくぼ」を提出します。
- (5) 学習(宿題等)を行います。家に帰ってから家の人に確認してもらいましょう。宿題のない人は自由に学習します。
- (6) おやつの時間には、当番の児童がおやつの準備・かたづけを手伝い、全員で「いただきます」「ごちそうさまでした」のあいさつをします。(土曜日は、児童クラブからおやつの提供はありません。)
- (7) 遊びの時間には、室内ではトランプやブロック等、室外では遊具やボール等で友達と仲良く自由に遊びます。時間になったら、みんなで後かたづけをします。
- (8) お迎えが来たら、退室のあいさつをします。



©熊谷市

児童クラブの利用について

1 利用等に関するお願い

- (1) 児童クラブは保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対し、家庭に代わる生活の場を提供し、健全な育成を図るものです。**家庭で保育が可能な場合は、利用できません**のでご了承ください。(たとえば、保護者の方の仕事がお休みで在宅されている場合等は、利用できません。)
- (2) 児童クラブを利用できる時間は、お子様の保育が必要な時間のみです。たとえば保護者の方が就労されている場合は、就労時間とお迎えにかかる時間が、保育できない時間となりますので、その時間のみ児童クラブを利用することができます。
- (3) 感染性疾患にかかっている場合は、医師の許可がおりるまで登室することはできません。また、お子様の属する小学校・学級等がインフルエンザ等による休校や学級閉鎖になった場合も、原則として児童クラブに来ることはできません。
- (4) 小学校で「保護者への引き渡し」が行われる際は、児童クラブは利用できません。
- (5) 育休期間中は、児童クラブは利用できません。職場復帰後から、ご利用ください。(新年度入室の際に、5月からの職場復帰予定の方は、4月中は入室くださいますようお願いいたします。)
- (6) 児童クラブにおいて、ならし保育の期間はありません。
- (7) 保育所(園)に入所(園)する下のお子様のならし保育期間中に、保護者が在宅されている場合、児童クラブは利用できません。
- (8) 入室児童だけで、児童クラブから外出することはできません。ただし、放課後子供教室や学校行事等に参加する場合に、集団で実施場所へ移動できる場合は、外出を認めています。参加を希望される方は、事前に「放課後子供教室及び学校行事等参加届出書」を、児童クラブにご提出ください。
- (9) 児童クラブの職員は、医療行為を行うことはできません。ただし、アレルギー発作時におけるエピペン注射については、事前にご相談があれば対応を検討いたします。エピペンの使用をご希望される方は、事前に児童クラブ職員にお申し出ください。(市の指定する診断書を、ご提出いただく必要があります。診断書にお時間がかかる場合は、早めにご相談ください。)
- (10) 保育時間等により、お弁当・水筒や休息用のタオル等をご用意いただく場合があります。(カップラーメン、ペットボトルや缶類は禁止です。)
- (11) お子様が発施設を壊したときには、修理に要する費用をいただく場合があります。
- (12) 児童クラブは集団生活の場です。児童クラブの決まりを破ったり、秩序を乱したり、支援員の指示に従えない場合は、退室していただくこともあります。
- (13) 児童クラブでは、お子様の健全な育成を図ることを目的に、様々な行事を計画しています。各行事へのご協力をお願いいたします。

2 登室・お迎えについて

- (1) お子様の送迎は、保護者の責任においてお願いいたします。授業日以外の日に登室する際は、児童クラブ職員に直接お子様をお預けください。また、お迎えの際は、児童クラブの出入口までお越

してください。お子様の安全のため、ご協力をお願いいたします。

- (2) 入室している児童だけで児童クラブから帰宅することはできません。(習い事の指導員が、児童クラブの出入口まで児童のお迎えに来る場合、事前に保護者からの申し出があれば引き渡しいたします。ただし、習い事終了後に、児童クラブに再登室はできません。)
- (3) 児童クラブを欠席する場合、登室が遅くなる場合、お迎えの保護者が変わる場合、お迎え時間が届け出の時間より遅くなる場合等は、必ず事前に児童クラブに連絡してください。
- (4) お子様のお迎えは、閉室時間を過ぎることのないようお願いいたします。お迎えが閉室時間を何回も過ぎるような場合、退室していただくこともありますので、ご了承下さい。
- (5) 病気や怪我などの緊急時には、応急処置等を行ったうえで保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早急にお迎えに来ていただきますようお願いいたします。

3 ほいくメールくまがやについて

熊谷市では、緊急時におけるメール配信サービス「ほいくメールくまがや」を導入しています。保育課からの緊急連絡や不審者情報等のほか、緊急時の児童クラブの開室連絡等を配信します。各児童クラブで登録手順書を配布いたしますので、ご登録をお願いいたします。

※ 登録ID等が各児童クラブで異なります。また、各年度で登録いただく必要があります。

4 その他

- (1) 下校班が変わるため、お子様が児童クラブに入室していることを必ず学級担任にお伝えください。
- (2) ご心配なことがあれば、ささいな内容でも児童クラブの主任放課後ケアワーカーまでご相談ください(例：児童の健康状態、学校生活の諸問題、児童間のトラブル、児童クラブへの要望など)。

入室後の保護者の届出義務について

次の場合は届出が必要になります。速やかに入室している児童クラブの職員にお申し出ください。

- 1 お子様の保育ができない理由に変更があったとき(例えば勤務先・勤務状況が変わった場合や、失業した場合など)。
- 2 氏名、住所、連絡先、世帯構成などに変更があったとき。
- 3 児童を1か月以上の長期欠席させるとき。
- 4 児童が事故にあったとき。
- 5 児童クラブを退室するとき。

児童クラブの退室について

年度の途中で、児童クラブでの保育が不要となった場合は、異動届(退室届)を、退室日の2週間前までに提出してください。異動届(退室届)の提出がありませんと、児童クラブの利用がない場合でも、児童クラブ保育料をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

熊谷市立（公立）児童クラブ一覧

No.	児童クラブ名	定員	所在地		電話番号	対象の小学校区
1	東児童クラブ	40人	銀座 4-9-6	東児童館内	048-525-1928	熊谷東
2	第2東児童クラブ	40人	末広 3-4-1	熊谷東小学校内 2F	048-526-6325	
3	第3東児童クラブ	30人			048-577-4330	
4	第4東児童クラブ	40人		熊谷東小学校内 3F	048-525-0185	
5	箱田児童クラブ	40人	中央 1-149	箱田高齢者・児童ふれあいセンター内	048-521-8441	熊谷西
6	第2箱田児童クラブ	70人	中央1-1	熊谷西小学校内 1F	048-526-2541	
7	第3箱田児童クラブ	30人		熊谷西小学校内 2F	048-525-1278	
8	雀宮児童クラブ	40人	上之 1305-1	雀宮児童館内	048-521-2673	熊谷西、成田、星宮
9	成田児童クラブ	70人	上之 2810	成田小学校内 1F	048-521-0401	成田
10	石原児童クラブ	40人	本石 1-10	石原児童館内	048-524-0601	石原
11	第2石原児童クラブ	40人	石原 3-1-1	石原小学校内 1F	048-522-6428	
12	第3石原児童クラブ	35人			048-521-3701	
13	第4石原児童クラブ	40人			048-598-3554	
14	第5石原児童クラブ	40人		石原小学校内 3F	048-527-1166	
15	大幡児童クラブ	40人	代 597-4	大幡児童館内	048-525-7710	大幡
16	第2大幡児童クラブ	70人	代 681	大幡小学校内 2F	048-525-2219	
17	第3大幡児童クラブ	30人			048-526-7744	
18	第4大幡児童クラブ	35人		大幡小学校内 3F	048-577-3355	
19	佐谷田児童クラブ	70人	佐谷田 1030	佐谷田小学校内	048-524-5361	佐谷田
20	大麻生児童クラブ	40人	大麻生 51	大麻生小学校内 1F	048-531-3611	大麻生
21	第2大麻生児童クラブ	40人	大麻生 48-5	大麻生小学校内別棟	048-533-0300	
22	玉井児童クラブ	60人	高柳 116-1	玉井小学校内 1F	048-533-2875	玉井
23	第2玉井児童クラブ	35人		玉井小学校内 2F	048-531-2601	
24	第3玉井児童クラブ	40人		玉井小学校内 3F	048-531-0506	
25	久下児童クラブ	30人	久下 808	久下小学校内 3F	048-577-6050	久下
26	南児童クラブ	60人	榎町 343	熊谷南小学校内 1F	048-521-1120	熊谷南
27	荒川児童クラブ	40人	河原町 2-173	荒川児童館内	048-522-0802	桜木、熊谷南
28	中条児童クラブ	30人	上中条 892-1	中条小学校内 1F	048-524-3361	中条
29	吉岡児童クラブ	30人	万吉 2104	吉岡小学校外北西側	048-501-6333	吉岡
30	別府児童クラブ	40人	西別府 29-1	別府小学校内 1F	048-531-3615	別府
31	第2別府児童クラブ	40人			048-578-8289	
32	第3別府児童クラブ	35人		別府小学校内 3F	048-579-5572	

No.	児童クラブ名	定員	所在地		電話番号	対象の小学校区
33	三尻児童クラブ	65人	三ヶ尻 2862-1	三尻小学校内 1F	048-579-5858	三尻
34	奈良児童クラブ	30人	下奈良 561-3	奈良小学校内 1F	048-525-6110	奈良
35	西児童クラブ	40人	新堀新田 576-1	西児童館内	048-532-1841	籠原
36	籠原児童クラブ	75人	新堀 1143	籠原小学校内 1F	048-531-2412	
37	第2籠原児童クラブ	40人	新堀 1165-1	籠原小学校内別棟	048-532-8384	
38	第3籠原児童クラブ	40人			048-533-8250	
39	新堀児童クラブ	40人	新堀 182	新堀小学校内別棟	048-533-4562	新堀
40	第2新堀児童クラブ	40人			048-594-7811	
41	大里さくら児童クラブ	60人	箕輪 7	吉見小学校内別棟	0493-39-5570	吉見
42	大里第2さくら児童クラブ	35人	小泉 243-1	市田小学校内 1F	048-536-1591	市田
43	長井児童クラブ	70人	上根 358	長井小学校内 1F	048-588-7974	長井
44	秦児童クラブ	30人	葛和田 831	秦小学校内 1F	048-589-3521	秦
45	妻沼児童クラブ	70人	妻沼 1492-1	妻沼小学校内別棟	048-589-3310	妻沼
46	太田児童クラブ	35人	八木田 5	太田小学校内 1F	048-589-0737	太田
47	妻沼南児童クラブ	40人	弥藤吾 692-1	妻沼児童館内	048-589-1621	男沼、妻沼南
48	江南南児童クラブ	70人	須賀広 599-1	江南南小学校外東側	048-536-0155	江南南
49	第2江南南児童クラブ	30人	小江川 1881	江南南小学校内 1F	048-577-5565	
50	江南北児童クラブ	40人	成沢 62-1	江南北小学校外南東側	048-536-0510	江南北

熊谷市内の民間学童クラブ一覧

学童クラブ名	所在地	電話番号	主に対象となる小学校区
しいのみ学童クラブ	上之 1795-1	048-524-6202	熊谷東、熊谷西、成田など
まこと学童クラブ	上之 1355	048-524-1261 (まことこども園の電話番号です)	成田など
久下トミヨ学童クラブ	久下 1396	048-527-0547	久下
学童クラブ子供の家	村岡 311	048-536-5323 (こどもの家保育園の電話番号です)	吉岡
三尻幼稚園学童クラブ	三ヶ尻 2744-2	048-532-3990 (三尻幼稚園の電話番号です)	三尻
奈良児童園	中奈良 1296-1	048-524-9849 (奈良保育園の電話番号です)	奈良
わらしべ学童クラブ	弁財 203	048-588-7970 (わらしべの里共同保育所の電話番号です)	長井、秦、妻沼、男沼、 太田、妻沼南など

子育て支援事業

1 熊谷市ファミリー・サポート・センター（☎048-521-0999）

「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と「育児の援助に協力できる人（援助会員）」が、それぞれファミリー・サポート・センターに会員登録し、子供の預かりや、保育施設までの送迎等、援助活動を行います。詳細は、熊谷市ファミリー・サポート・センターへお問合せください。

（1）支援の対象

生後6か月から小学校6年生までのお子様

（2）援助時間

毎日6:00～21:00

（3）1時間当たりの利用料金（他に実費相当分がかかる場合があります）

- ① 平日7:00～19:00は700円（それ以外の時間は800円）
- ② 土、日、祝日、休日、年末年始は800円

2 公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（☎048-536-8081）

子育て経験の豊かな保育士、教師、看護師、ヘルパー等の資格のある会員が子供の遊び相手、沐浴、保育所などの送迎、家事等の子育て支援をします。詳細は、熊谷市シルバー人材センターへお問合せください。

3 病児・病後児保育

病気により集団保育が困難な児童又は病気の回復期ではあるが保護者が就労などにより集団保育が困難な児童を、家庭で保育できない場合に利用することができます。対象は、市内に住所を有する生後6か月から10歳未満のお子さんです。事前登録が必要です。詳細は、実施施設にお問い合わせください。

	実施施設	所在地・電話番号	利用時間	料金
●病児保育	熊谷生協病院 「病児保育室 こぐまちゃん ち」	上之 3854 048-524-3841	月から金 8:00～18:00	1日2,000円 (給食、おやつ代 +500円)
●病後児 保育	籠原のこキッズ 保育園	籠原南 1-133 048-531-3901	月から金 8:30～17:30	1日2,000円 (給食、おやつ代 +400円)